

官報

政 令

省 令

●農林省令第七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）に基き、及び同法第三章内植物防疫の規定を施行するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年二月二十七日

農林大臣 広川 弘輝

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 輸出植物の検査」第

二十三條―第三十一條）を「第三章

輸出植物の検査（第二十三條―第三十

指定種苗の検査（第三十二條―第三十

一節）に改める。

第二十三條中「並びにチヌーリツプ」を「チヌーリツプ並びにみかん」に改める。

第二十四條第一項第一号中「及びチヌーリツプ」を「チヌーリツプ及びみかん」に改め、同項に次の一号を加える。

四、みかんについては六月三十日第二十六條第一項中「栽培地検査を要する植物」の下に「みかんを除く」を加える。

第三十條第二項に次の但書を加える。但し、みかんについては、第二十四條第二項の標札に証印（第十九号標札）を挿せばよい。

第三章の次に第四章として次の一章を加える。

第四章 指定種苗の検査

第三十二條 法第十三條第一項の検査を受けようとする種苗生産者（共同して検査の申請をする場合にあってはその代表者）は、指定種苗の種類ごとに、別に告示で定める期間内に農林大臣の定める検査申請書を植物防疫官に提出しなければならない。

2 前項の規定により検査の申請をした者には、第二十四條第二項の規定を適用する。

（検査期日の通知）

第三十三條 前條第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十八條の規定を適用する。

（合格証明書及びその抄本）

第三十四條 法第十三條第三項の合格証明書の様式は、別記第二十一号様式とし、同條第四項の合格証明書の抄本の様式は、別記第二十二号様式とする。

（廃業命令書及び処分証明書）

第三十五條 法第十四條の規定により植物防疫官が指定種苗の廃業を命じ、又は自らこれを廃業した場合に、第二十一條第一項及び第二十二條の規定を適用する。

第十二号様式中「販売又は輸出見込球数」を「販売又は輸出見込数」に改める。

第十三号様式中「輸出—栽培地標札」を「—栽培地標札」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

第 21 号様式
昭和—年—作
—検査合格証明書
—植物防疫官—

生産者姓名	住所	栽培地及びほ場番号	品名	面積	検査合格数量	備考

昭和—年度—作
検査合格証票
(合格証明書抄本)

品名 _____
栽培地 _____
道 県 _____
村 _____

生産者氏名 _____
農林省—動物防疫所

植物防疫官 _____

